

Ⅲ 医療施設

(平成17年医療施設調査及び病院報告から)

平成17年は以下のとおり市区町村の合併が相次いだ。平成16年10月1日現在では90市町村(41市40町9村)であったが、平成17年10月1日現在では78市町村(40市33町5村)となった。

本年報では、基本的に平成17年10月1日現在の市区町村名・所管区域に基づいて資料を作成している。

<平成17年中に合併した市区町村>

平成17年1月1日	・飯能市・名栗村 → 飯能市
4月1日	・さいたま市・岩槻市 → さいたま市岩槻区 ・秩父市・吉田町・大滝村・荒川村 → 秩父市
10月1日	・熊谷市・大里町・妻沼町 → 熊谷市 ・鴻巣市・吹上町・川里町 → 鴻巣市 ・春日部市・庄和町 → 春日部市 ・上福岡市・大井町 → ふじみ野市 ・小鹿野町・両神村 → 小鹿野町

注1) さいたま市岩槻区について

平成17年4月1日にさいたま市と岩槻市が合併し、岩槻市はさいたま市岩槻区となった。それに伴い保健所の所管区域も、春日部保健所からさいたま市保健所に変更になっているが、当年報では平成17年10月1日現在の所管区域である、さいたま市保健所で集計している。ただし、二次保健医療圏については、合併後も従来どおり、東部保健医療圏(副次圏:東部(北))に計上している。(厚生労働省は、さいたま市岩槻区を中央保健医療圏に計上しているため、本年報とは数値が異なる)

注2) 厚生労働省作成の報告書及びホームページとの相違点

・医療施設調査

平成17年10月1日で合併した市区町村については、厚生労働省は合併前の平成17年9月30日現在の市区町村で集計しているため、平成17年10月1日現在で作成している本年報とは市区町村別の集計において数値が異なる。

また、さいたま市岩槻区については、本年報では東部保健医療圏(副次圏:東部(北))に計上しているが、厚生労働省では中央保健医療圏に計上されているため、二次保健医療圏別の集計において数値が異なる。

・病院報告

年間集計において、本年報も厚生労働省も平成17年10月1日現在の市区町村及び所管区域で集計している。ただし、さいたま市岩槻区については、本年報では東部保健医療圏(副次圏:東部(北))に計上しているが、厚生労働省では中央保健医療圏に計上されているため、二次保健医療圏別の集計において数値が異なる。

1 病院

(1) 病院数

ア 平成 17 年 10 月 1 日現在の病院数は、361 施設であり、前年（363 施設）に比べ、2 施設減少している。

イ 人口 10 万対病院数は、5.1 施設であり、前年（5.2 施設）に比べ、0.1 施設減少している。これを全国（7.1 施設）と比較すると、2.0 施設少なくなっており、全国第 42 位である。

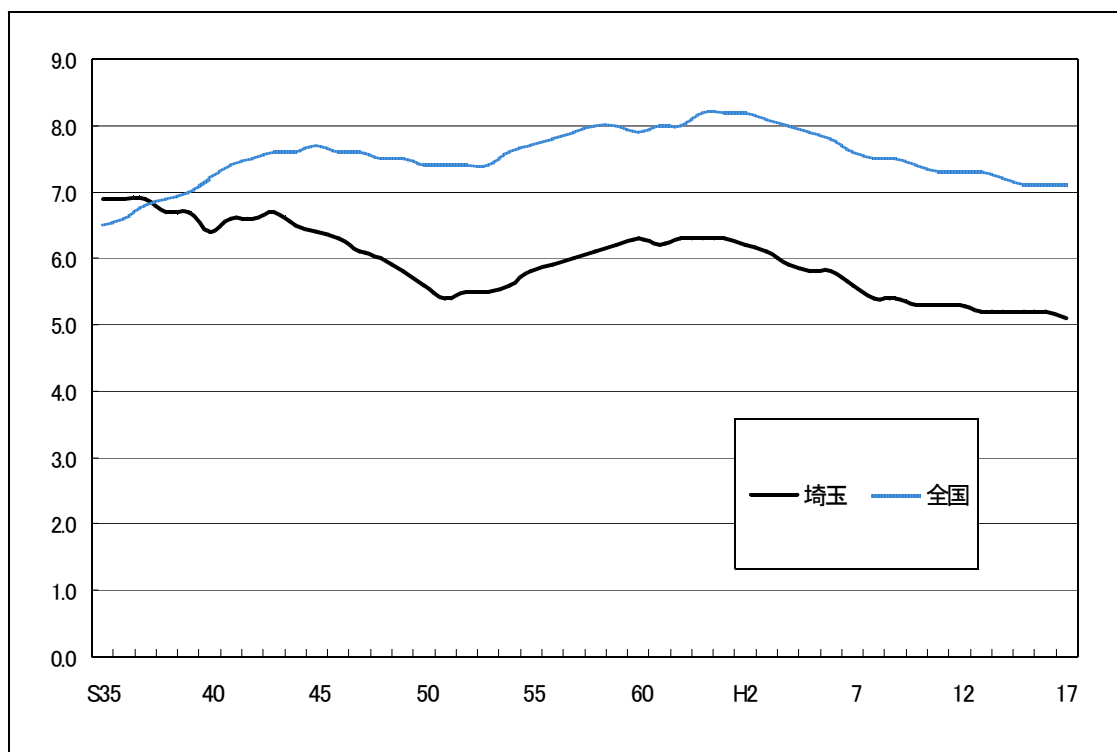
（表 1、図 1）

表 1 病院数の年次推移

		S35	40	45	50	55	60	H2	7	12	13	14	15	16	17
埼玉	施設数	168	193	249	269	311	369	397	377	367	366	367	364	363	361
	人口10万対	6.9	6.4	6.4	5.6	5.8	6.3	6.2	5.6	5.3	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1
全国	施設数	6 094	7 047	7 974	8 294	9 055	9 608	10 096	9 606	9 266	9 239	9 187	9 122	9 077	9 026
	人口10万対	6.5	7.2	7.7	7.4	7.7	7.9	8.2	7.6	7.3	7.3	7.2	7.1	7.1	7.1

注) 昭和 59 年以前は 12 月 31 日現在、昭和 60 年以降は 10 月 1 日現在

図 1 人口 10 万対病院数の年次推移



(2) 病床数

ア 平成 17 年 10 月 1 日現在の病院病床数は、62,512 床であり、前年（62,275 床）に比べ 237 床増加している。

病床の種類別にみると、一般病床の 33,865 床（病院病床総数の 54.2 %）が最も多く、以下、療養病床の 14,406 床（同 23.0 %）、精神病床の 13,928 床（同 22.3 %）、結核病床の 273 床（同 0.4 %）、感染症病床の 40 床（同 0.1 %）の順となっている。

一方、全国の平成 17 年 10 月 1 日現在の病院病床数は、1,631,473 床であり、前年（1,631,553 床）に比べ 80 床減少している。

病床の種類別にみると、一般病床の 904,199 床（病院病床総数の 55.4 %）が最も多く、以下、療養病床の 359,230 床（同 22.0 %）、精神病床の 354,296 床（同 21.7 %）、結核病床の 11,949 床（同 0.7 %）、感染症病床の 1,799 床（同 0.1 %）の順となっている。

イ 人口 10 万対病床数は、886.2 床であり、前年（883.7 床）に比べ 2.5 床増加している。これを病床の種類別にみると、一般病床 480.1 床、療養病床 204.2 床、精神病床 197.4 床、結核病床 3.9 床、感染症病床 0.6 床となっている。

全国は、病床総数が 1,276.9 床、一般病床 707.7 床、療養病床 281.2 床、精神病床 277.3 床、結核病床 9.4 床、感染症病床 1.4 床であり、本県は、それぞれ 390.7 床、227.6 床、77.0 床、79.9 床、5.5 床、0.8 床少なくなっている。病床総数は全国第 46 位である。（表 2、図 2、図 3）

表2 病院病床数の年次推移

		S35	40	45	50	55	60	H2	7	12	13	14	15	16	17	
埼 床	総数	12 814	16 533	22 678	27 041	36 216	47 260	59 135	59 348	60 782	61 390	61 475	61 424	62 275	62 512	
	精神病床	2 736	4 167	6 431	7 098	9 006	10 057	11 766	11 980	12 729	12 671	12 587	12 847	13 339	13 928	
	感染症病床	570	599	633	494	275	234	264	274	63	56	50	56	34	40	
	結核病床	4 819	4 345	3 413	2 515	1 667	1 351	1 188	896	586	548	462	389	373	273	
	療養病床	-	-	-	-	-	-	-	-	-	386	5 193	14 082	14 465	14 406	
	一般病床	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 197	15 363	34 050	34 064	33 865	
	経過的其他の病床	4 689	7 422	12 201	16 934	25 268	35 618	45 917	46 198	47 404	46 532	27 820	-	-	-	
	(再掲)経過的其他の療養型病床群	-	-	-	-	-	-	-	...	7 541	8 659	6 361	-	-	-	
	総数	527.1	548.4	586.5	560.9	670.6	807.2	923.3	878.0	876.1	879.8	878.1	873.9	883.7	886.2	
	精神病床	112.6	138.2	166.3	147.2	166.8	171.8	183.7	177.2	183.5	181.6	179.8	182.8	189.3	197.4	
感染症病床	23.4	19.9	16.4	10.2	5.1	4.0	4.1	4.1	0.9	0.8	0.7	0.8	0.5	0.6		
結核病床	198.3	144.1	88.3	52.2	30.9	23.1	18.5	13.3	8.4	7.9	6.6	5.5	5.3	3.9		
療養病床	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.5	74.2	200.3	205.3	204.2		
一般病床	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17.2	219.4	484.4	483.4	480.1		
経過的其他の病床	192.9	246.2	315.6	351.3	467.9	608.3	716.9	683.5	683.3	666.8	397.4	-	-	-		
(再掲)経過的其他の療養型病床群	-	-	-	-	-	-	-	...	108.7	124.1	90.9	-	-	-		
玉 口 一 〇 万 対	総数	735.1	889.0	1 024.6	1 040.0	1 128.5	1 235.5	1 356.5	1 329.9	1 297.8	1 293.7	1 289.0	1 278.9	1 277.8	1 276.9	
	精神病床	101.8	176.0	238.4	248.5	263.9	276.5	290.5	288.1	282.2	280.8	279.3	277.7	278.0	277.3	
	感染症病床	24.3	24.6	22.3	18.8	15.6	12.1	9.9	7.9	1.9	1.6	1.5	1.4	1.3	1.4	
	結核病床	270.0	224.6	170.6	115.3	72.6	45.6	34.1	26.4	17.8	16.4	13.8	11.4	10.4	9.4	
	療養病床	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26.0	89.1	268.3	273.7	281.2	
	一般病床	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43.5	196.1	720.2	714.4	707.7	
	経過的其他の病床	323.8	450.3	580.5	644.9	765.9	892.7	1 014.4	1 000.6	995.9	925.5	709.2	-	-	-	
	(再掲)経過的其他の療養型病床群	-	-	-	-	-	-	-	16.5	190.0	187.8	147.0	-	-	-	
	全 口 一 〇 万 対	総数	735.1	889.0	1 024.6	1 040.0	1 128.5	1 235.5	1 356.5	1 329.9	1 297.8	1 293.7	1 289.0	1 278.9	1 277.8	1 276.9
		精神病床	101.8	176.0	238.4	248.5	263.9	276.5	290.5	288.1	282.2	280.8	279.3	277.7	278.0	277.3
感染症病床		24.3	24.6	22.3	18.8	15.6	12.1	9.9	7.9	1.9	1.6	1.5	1.4	1.3	1.4	
結核病床		270.0	224.6	170.6	115.3	72.6	45.6	34.1	26.4	17.8	16.4	13.8	11.4	10.4	9.4	
療養病床		-	-	-	-	-	-	-	-	-	26.0	89.1	268.3	273.7	281.2	
一般病床		-	-	-	-	-	-	-	-	-	43.5	196.1	720.2	714.4	707.7	
経過的其他の病床		323.8	450.3	580.5	644.9	765.9	892.7	1 014.4	1 000.6	995.9	925.5	709.2	-	-	-	
(再掲)経過的其他の療養型病床群		-	-	-	-	-	-	-	16.5	190.0	187.8	147.0	-	-	-	

注) 昭和 59 年以前は 12 月 31 日現在、昭和 60 年以降は 10 月 1 日現在

- 注：1 平成 11 年 4 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されたため、「伝染病床」は「感染症病床」に改められた。
- 2 平成 13 年 3 月に「医療法の一部を改正する法律」が施行され、「その他の病床」が「療養病床」と「一般病床」に区分されたことに伴い、本調査において平成 12 年まで便宜上「一般病床」と表章していた「その他の病床」は、平成 13 年から「療養病床」、「一般病床」、「経過的其他の病床」に表章を分割した。
- 3 平成 13 年 3 月に施行された「医療法の一部を改正する法律」の経過措置期間満了後の平成 15 年から、病床の種類は「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」に改められた。
- 4 「経過的其他の病床」は、平成 12 年までは旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」(通称：「一般病床」)であって、平成 13・14 年は、「医療法の一部を改正する法律」の施行後、「療養病床」又は「一般病床」のいずれかに移行する届出をしていない病床である。
- 5 「経過的其他の療養型病床群」は、「経過的其他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床(平成 15 年 8 月までの経過措置)である。(平成 5 年～平成 12 年は「療養型病床群」、平成 13・14 年は「経過的其他の療養型病床群」。)
- なお、平成 7 年の全国の数値は、病院報告の 9 月末の数値である。
- 6 平成 5 年～平成 14 年までの「療養病床」、「一般病床」及び「経過的其他の病床」は、「経過的其他の病床」の分割方法が異なるため、表 2 と図 2・3 において、人口 10 万対の数値に相違がある。

図2 人口10万対病院病床数の年次推移（埼玉）

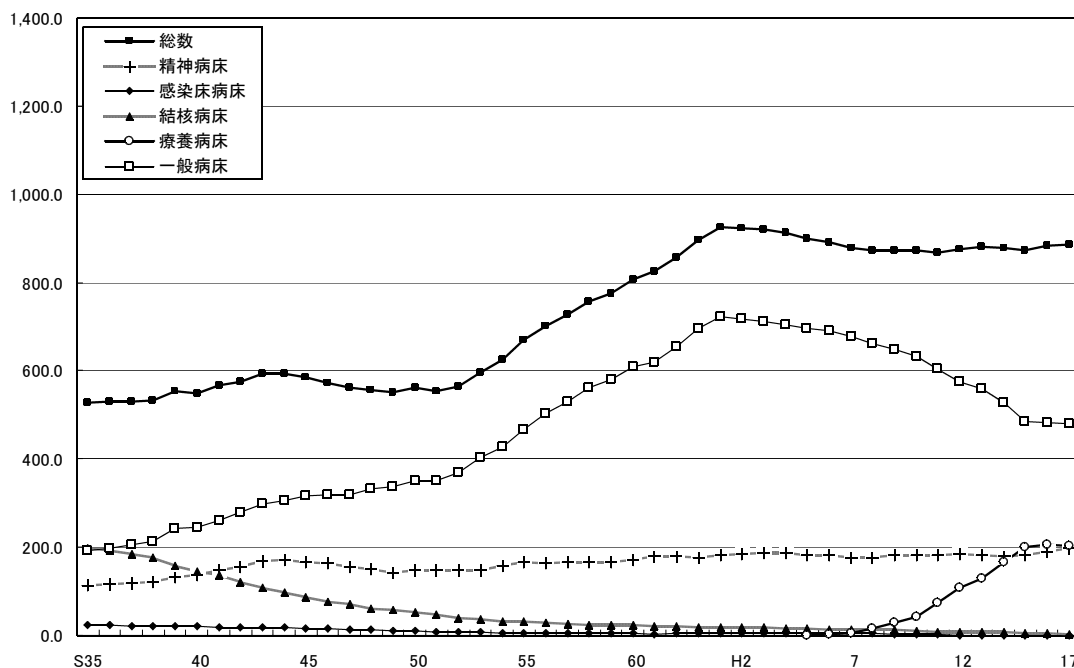
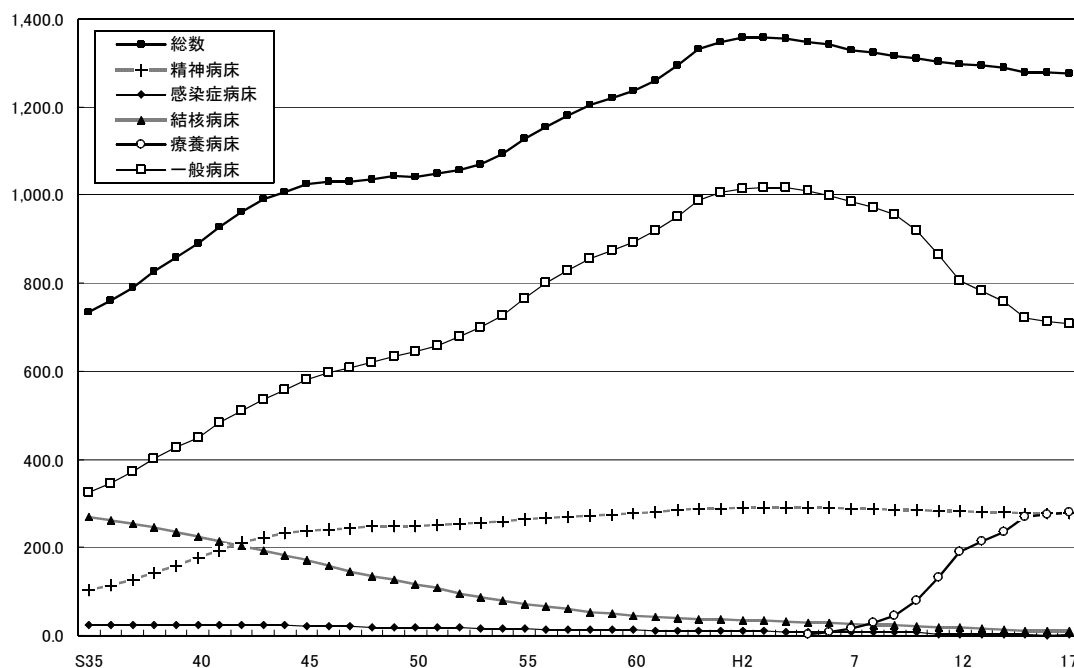


図3 人口10万対病院病床数の年次推移（全国）



注：1 「療養病床」は、平成5年～平成12年までは「療養型病床群」であり、平成13・14年は「療養病床等」（「療養病床」及び「経過の旧療養型病床群」）である。

2 「一般病床」は、平成4年までは旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」（通称：一般病床）であり、平成5年～平成12年は「その他の病床」のうち「療養型病床群」を除いたものであり、平成13・14年は「一般病床等」（「一般病床」及び「経過の旧その他の病床（経過の旧療養型病床群を除く。）」）である。

(3) 病院の利用状況

- ア 病床利用率は、84.3 %であり、前年(84.8%)に比べ、0.5ポイント低くなっている。これを全国(84.8%)と比較すると0.5ポイント低くなっており、全国第27位である。精神病床、療養病床、一般病床についてみると、それぞれ91.5%、94.5%、77.4%であり、前年(精神病床93.5%、療養病床94.7%、一般病床77.6%)に比べ、精神病床は2.0ポイント、療養病床は0.2ポイント、一般病床は0.2ポイント低くなっている。
- これを全国(精神病床91.7%、療養病床93.4%、一般病床79.4%)と比較すると、療養病床では1.1ポイント高く、精神病床、一般病床ではそれぞれ0.2ポイント、2.0ポイント低くなっている。全国順位をみると、精神病床は第24位、療養病床は第13位、一般病床は第39位である。(表3、図4、図5)
- イ 1日平均在院患者数は、52,509人であり、前年(52,280人)に比べ、229人増加しており、全国第8位である。また、人口10万対平均在院患者数は、744.4人であり、低率順で全国第2位である。
- ウ 平均在院日数は、36.1日であり、これを病床の種類別にみると、精神病床は348.0日、感染症病床は10.2日、結核病床は56.6日、療養病床は212.3日、一般病床は19.2日となっている。
- これを全国(総数35.7日、精神病床327.2日、感染症病床9.8日、結核病床71.9日、療養病床172.8日、一般病床19.8日)と比較すると、結核病床、一般病床は、それぞれ全国を15.3日、0.6日下回っているが、総数、精神病床、感染症病床、療養病床はそれぞれ全国を0.4日、20.8日、0.4日、39.5日上回っている。(図6、図7)

表3 病床の種類別にみた病床利用率の年次推移

		S35	40	45	50	55	60	H2	7	12	13	14	15	16	17
埼 玉	総数	79.6	84.7	78.5	77.9	80.4	84.8	80.0	83.0	85.1	85.1	84.9	84.9	84.8	84.3
	精神病床	115.9	130.2	107.3	107.7	102.6	106.0	97.2	96.8	95.0	95.1	94.5	94.5	93.5	91.5
	感染症病床	27.1	10.9	2.7	2.2	1.0	1.2	1.7	0.9	4.2	5.5	8.0	8.0	8.3	4.9
	結核病床	76.9	74.9	60.9	64.0	64.6	67.6	53.3	54.8	46.6	45.0	45.2	59.4	60.7	48.2
	療養病床	・	・	・	・	・	・	・	...	91.6	94.6	94.2	93.7	94.7	94.5
	一般病床	・	・	・	・	・	・	・	...	81.4	80.1	79.5	78.3	77.6	77.4
	その他の病床等	68.2	72.3	71.9	69.5	74.3	80.0	76.7	80.4	83.0	83.0	82.8	82.6	・	・
全 国	総数	80.7	82.6	81.6	80.4	83.3	85.8	83.6	83.6	85.2	85.3	85.0	84.9	84.9	84.8
	精神病床	106.2	108.0	104.3	101.8	102.4	101.9	97.3	94.3	93.1	93.2	93.1	92.9	92.3	91.7
	感染症病床	26.4	16.6	6.1	3.5	2.0	1.3	1.0	1.3	1.8	2.0	2.5	2.4	2.6	2.7
	結核病床	78.1	75.4	66.2	60.3	55.4	55.8	48.4	43.0	43.8	43.7	45.3	46.3	48.6	45.3
	療養病床	・	・	・	・	・	・	・	89.0	91.9	94.1	94.1	93.4	93.5	93.4
	一般病床	・	・	・	・	・	・	・	82.7	82.0	81.1	80.1	79.7	79.4	79.4
その他の病床等	79.7	80.6	80.3	78.5	81.4	83.7	81.9	82.4	83.8	83.9	83.4	83.3	・	・	

- 注：1 「療養病床」は、平成12年までは「療養型病床群」であり、平成13～15年は「療養病床等」（「療養病床」及び「経過的古療養型病床群」）である。
- 2 「一般病床」は、平成12年までは「その他の病床」のうち「療養型病床群」を除いたものであり、平成13～15年は「一般病床等」（「一般病床」及び「経過的古その他の病床（経過的古療養型病床群を除く。）」）である。
- 3 「その他の病床等」は、平成12年までは旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であり、平成13～15年は「医療法の一部を改正する法律」の施行後の「療養病床」、「一般病床」及び「経過的古その他の病床（経過的古療養型病床群を含む。）」である。

図4 病床の種類別にみた病床利用率の年次推移（埼玉）

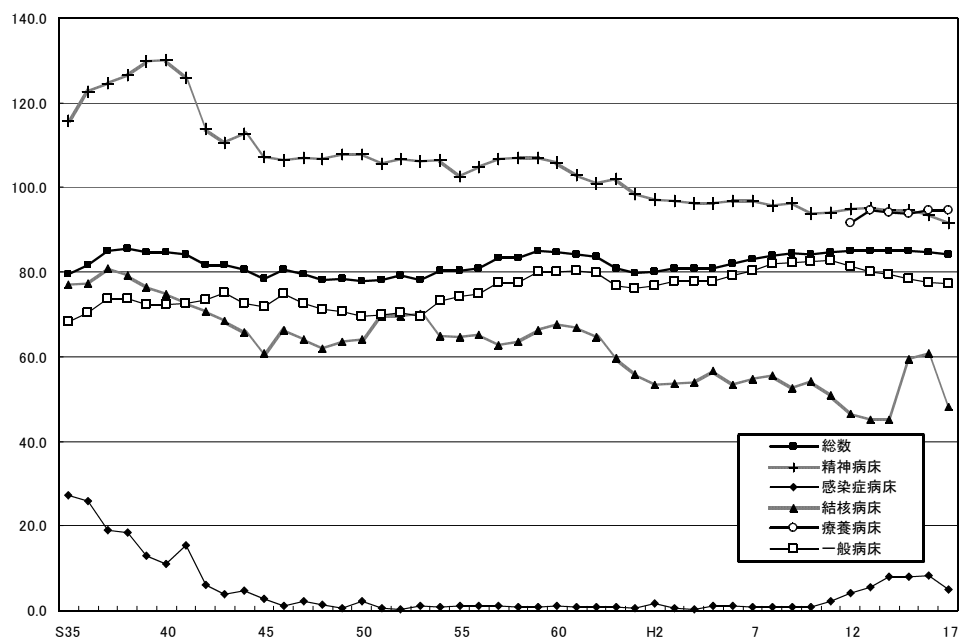
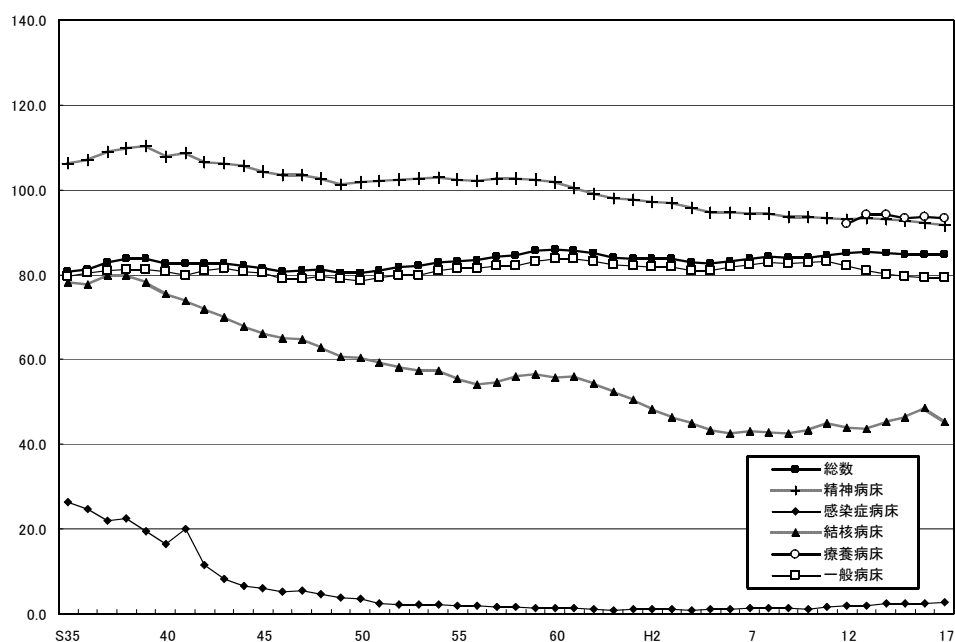


図5 病床の種類別にみた病床利用率の年次推移（全国）



注：1 「療養病床」は、平成12年は「療養型病床群」であり、平成13～15年は「療養病床等」（「療養病床」及び「経過的古療養型病床群」）である。

2 「一般病床」は、平成11年までは旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であり、平成12年は「その他の病床」のうち「療養型病床群」を除いたものであり、平成13～15年は「一般病床等」（「一般病床」及び「経過的古その他の病床（経過的古療養型病床群を除く。）」）である。

図 6 平均在院日数の年次推移（埼玉）

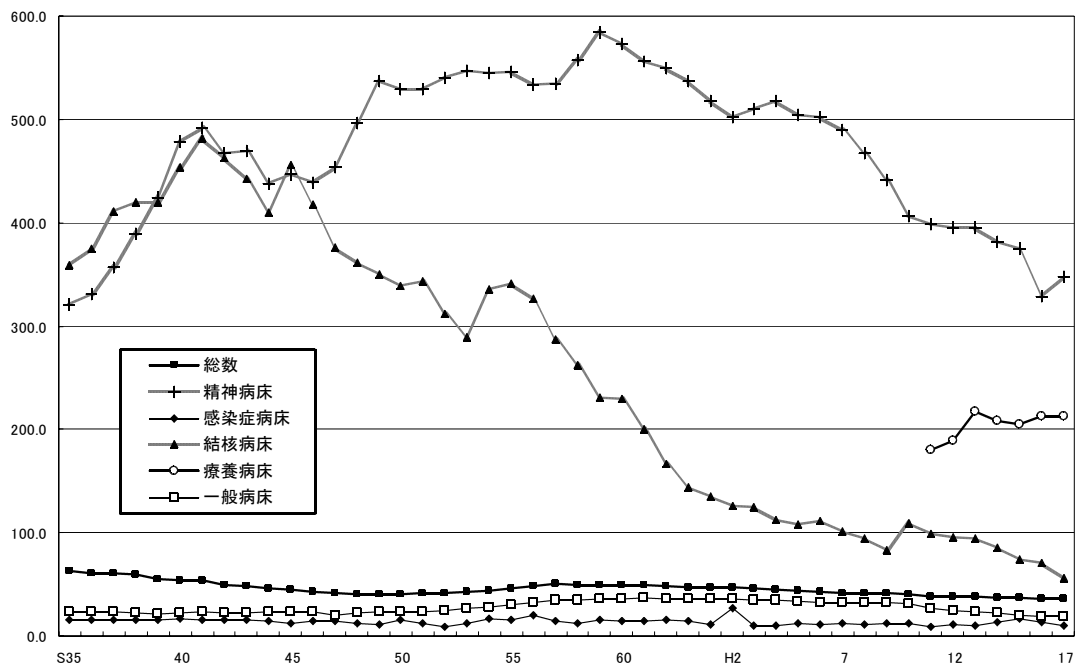
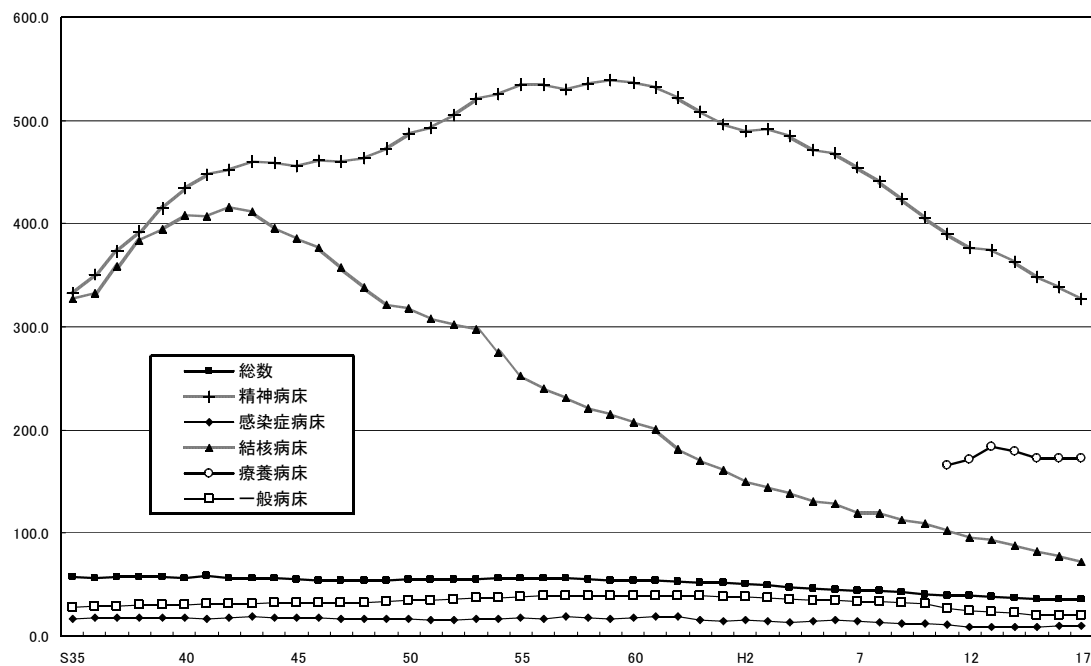


図 7 平均在院日数の年次推移（全国）



注：1 「療養病床」は、平成 11・12 年は「療養型病床群」であり、平成 13～15 年は「療養病床等」（「療養病床」及び「経過的旧療養型病床群」）である。

2 「一般病床」は、平成 10 年までは旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であり、平成 11・12 年は「その他の病床」のうち「療養型病床群」を除いたものであり、平成 13～15 年は「一般病床等」（「一般病床」及び「経過的旧その他の病床（経過的旧療養型病床群を除く。）」）である。

(4) 従事者数

ア 平成 17 年 10 月 1 日現在の病院の従事者数は 65,633.2 人であり、これを職種別にみると、看護師の 19,162.5 人（従事者総数の 29.2 %）が最も多く、以下、看護業務補助者の 9,461.9 人（同 14.4 %）、准看護師の 8,166.9 人（同 12.4 %）などとなっている。

全国の状況を見ると、従事者数は 1,673,152.9 人であり、これを職種別にみると、看護師の 567,968.9 人（従事者総数の 33.9 %）が最も多く、以下、看護業務補助者の 199,141.8 人（同 11.9 %）、准看護師の 181,695.1 人（同 10.9 %）などとなっている。

イ 病院 1 施設当たりの従事者数は 181.8 人であり、これを全国（185.4 人）と比較すると、3.6 人少なくなっている。

ウ 100 床当たりの従事者数は 105.1 であり、これを全国（102.6 人）と比較すると、2.5 人多くなっている。（図 8、表 4）

図 8 従事者の構成割合

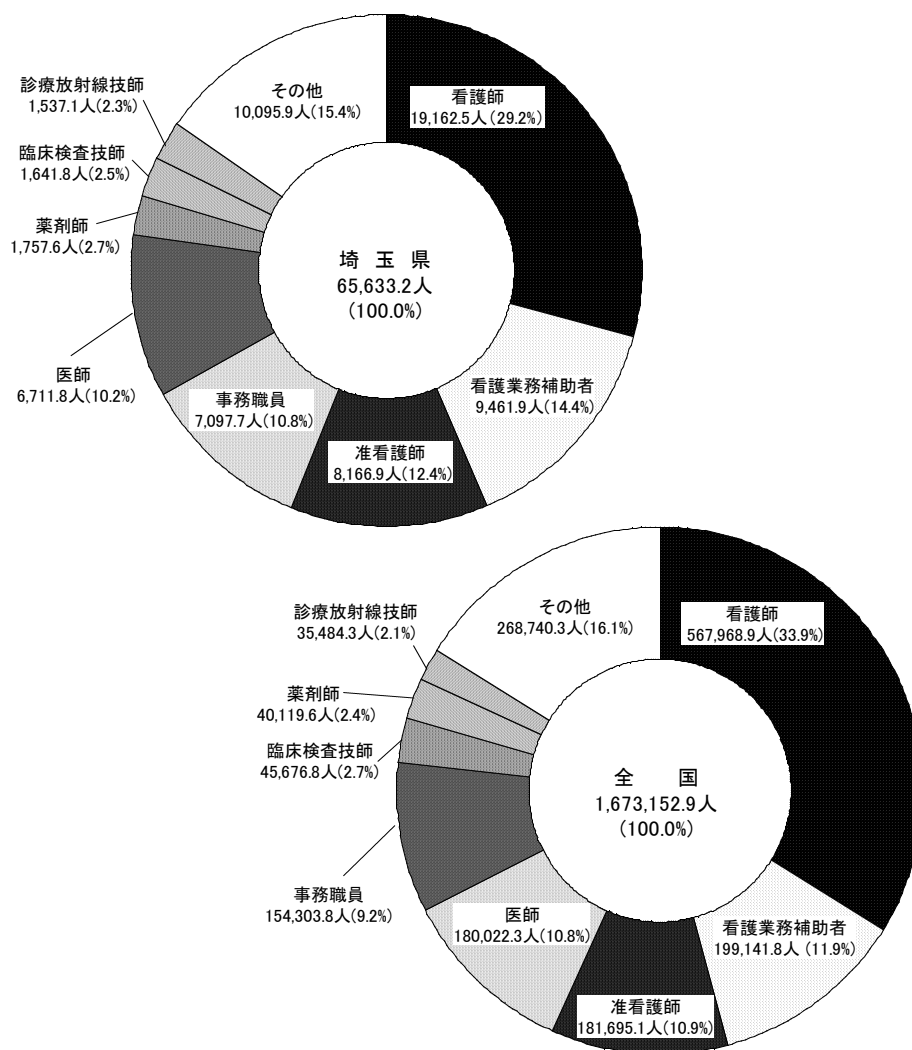


表4 病院の従事者数

平成17年10月1日現在

	従事者数		人口10万対		100床当たり		1施設当たり	
	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国	埼玉	全国
総数	65 633.2	1 673 152.9	930.4	1 309.5	105.1	102.6	181.8	185.4
医師	6 711.8	180 022.3	95.1	140.9	10.7	11.0	18.6	19.9
（常勤）	5 032	143 311	71.3	112.2	8.1	8.8	13.9	15.9
（非常勤）	1 679.8	36 711.3	23.8	28.7	2.7	2.3	4.7	4.1
歯科医師	447.4	9 553.0	6.3	7.5	0.7	0.6	1.2	1.1
（常勤）	400	7 600	5.7	5.9	0.6	0.5	1.1	0.8
（非常勤）	47.4	1 953.0	0.7	1.5	0.1	0.1	0.1	0.2
薬剤師	1 757.6	40 119.6	24.9	31.4	2.8	2.5	4.9	4.4
保健師	52.1	2 782.0	0.7	2.2	0.1	0.2	0.1	0.3
助産師	543.6	17 068.5	7.7	13.4	0.9	1.0	1.5	1.9
看護師	19 162.5	567 968.9	271.6	444.5	30.7	34.8	53.1	62.9
准看護師	8 166.9	181 695.1	115.8	142.2	13.1	11.1	22.6	20.1
看護業務補助者	9 461.9	199 141.8	134.1	155.9	15.1	12.2	26.2	22.1
理学療法士（PT）	1 138.2	28 508.5	16.1	22.3	1.8	1.7	3.2	3.2
作業療法士（OT）	599.1	17 070.2	8.5	13.4	1.0	1.0	1.7	1.9
視能訓練士	127.6	2 564.9	1.8	2.0	0.2	0.2	0.4	0.3
言語聴覚士	224.1	5 197.8	3.2	4.1	0.4	0.3	0.6	0.6
義肢装具士	11.0	64.6	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
歯科衛生士	145.8	3 988.3	2.1	3.1	0.2	0.2	0.4	0.4
歯科技工士	16.0	817.1	0.2	0.6	0.0	0.1	0.0	0.1
診療放射線技師	1 537.1	35 484.3	21.8	27.8	2.5	2.2	4.3	3.9
診療エックス線技師	20.0	452.4	0.3	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1
臨床検査技師	1 641.8	45 676.8	23.3	35.7	2.6	2.8	4.5	5.1
衛生検査技師	7.5	244.8	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
臨床工学技士	447.3	9 405.4	6.3	7.4	0.7	0.6	1.2	1.0
あん摩マッサージ指圧師	202.4	3 632.4	2.9	2.8	0.3	0.2	0.6	0.4
柔道整復師	48.1	693.1	0.7	0.5	0.1	0.0	0.1	0.1
管理栄養士	610.2	15 623.2	8.7	12.2	1.0	1.0	1.7	1.7
栄養士	325.8	6 585.4	4.6	5.2	0.5	0.4	0.9	0.7
精神保健福祉士	208.4	5 378.1	3.0	4.2	0.3	0.3	0.6	0.6
社会福祉士	118.3	2 695.5	1.7	2.1	0.2	0.2	0.3	0.3
介護福祉士	770.2	20 600.5	10.9	16.1	1.2	1.3	2.1	2.3
その他の技術員	647.0	17 100.1	9.2	13.4	1.0	1.0	1.8	1.9
医療社会事業従事者	353.5	8 809.7	5.0	6.9	0.6	0.5	1.0	1.0
事務職員	7 097.7	154 303.8	100.6	120.8	11.4	9.5	19.7	17.1
その他の職員	3 032.3	89 904.8	43.0	70.4	4.9	5.5	8.4	10.0

注) 非常勤の医師及び歯科医師については、当該施設の常勤医師及び歯科医師の通常勤務時間で換算した。